

令和5年8月4日 令和5年度	<b>資料3</b>
第1回 高齢者福祉専門分科会	

佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画  
各施策の現状分析

<目次>

第5章 サービスの現状と計画

第1節 介護予防の促進 (自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進)	・・・1
第2節 介護支援の充実	・・・3
第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	・・・4
第4節 地域における生活支援体制の充実	・・・5
第5節 介護保険の適正な運営	・・・6
第6節 生きがいづくりと社会参加の促進	・・・7

## 第1節 介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進） 計画P67

佐世保市では、平成29年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」（※総合事業と省略）を開始し、高齢者の介護予防事業を実施している。

本事業は、要支援者等に対して訪問型や通所型などのサービスを行う「介護予防・生活支援サービス」と住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを行う「一般介護予防事業」を実施し、多様なサービスの利用が可能となるような体制づくりを行っている。

### 1 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、重度化防止や地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現を高めるための取り組みを行っている。

旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスを「訪問型サービス」「通所型サービス」として実施している。それに加え、多様なサービスを充実させるため、「訪問型支え合いサービス」「通所型支え合いサービス」についても実施している。

また、短期集中的なサービス利用により機能改善を目指す取り組みとして「きらっと元気教室」も実施している。

これらのサービスを受ける対象者については、指定介護予防支援事業者による「介護予防ケアマネジメント」を実施するとともに、サービス以外の社会資源の利用につなげる取り組みも行っている。

また、自立支援や重度化防止の考え方を定着させるため、プランナー研修を実施し、ケアマネジメント力を高める取り組みを行った。

## 2 一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを行うとともに、生きがいや役割をもって生活できる地域を構築するための取り組みを行っている。

年齢や心身の状況等によって、高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動を支援している。平成28年度より開始し、当初4か所であった通いの場は、令和5年3月末現在で296か所となった。

その通いの場において、地域ぐるみでの介護予防を目的に、集団で行う介護予防体操のDVD等の配布や用具等の貸出し、通いの場が自主活動として継続して活動ができるよう、団体活動費の支援（補助）を行っている。

また「地域リハビリテーション活動支援事業」として専門的知見を活かし、専門職が関係機関と連携しながら団体への指導・助言を実施し、介護予防の取り組みを行った。

地域で行う介護予防活動団体を支援する仕組みづくりとして、けんこう運動支援隊の養成や活動支援を行い、通いの場において継続した支援を行っている。

普及啓発の取り組みとして、介護予防講演会や介護予防教室の開催などを行うことで、高齢者が健康や介護予防に関する意識を高め自ら予防活動に取り組むきっかけとなった。

地域包括支援センターが、地域の身近な相談窓口として市民に浸透してきており、相談内容に応じて家族、近隣住民、民生委員児童委員、医療・福祉機関、権利擁護機関などの関係機関の協力を得ながら問題の解決に努めている。

又、地域におけるネットワークづくりや地域のニーズの把握を目的とした「地域ケア会議」や生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターが実施する「協議体」では、地域課題の把握に努め、関係機関や地域住民と顔の見える関係づくりを行っている。

このような多様な取り組みが、個々の介護予防につながり、介護保険認定者数の減少に寄与できた。

## 第2節 介護支援の充実 計画P73

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスなどの介護拠点の整備促進を行い、介護サービスの量及び質の確保に努めている。

また、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように、介護保険以外の福祉サービスの向上にも努めている。

本市が提供している介護保険サービスは、令和5年4月1日時点で、施設・在宅等のサービスをあわせ25種類589事業所あり、事業所の種類は介護保険サービスにおいて想定しているメニューのほとんどを満たしており、高齢者の状況に応じた介護サービスを提供することで、支援体制の充実を図っている。

なお、第8期計画中の新たな特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームといった入所施設の整備については、令和3年度をピークに高齢者人口が減少している状況や、全国や他都市と比較して、特に居住系サービス（グループホーム、特定施設入所者生活介護）の要介護・要支援者一人あたりの定員数が多く、施設整備が進んでいること等から、新たな施設の整備については行っていない。

また、介護保険サービス以外においても、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスなど住環境の提供や、高齢者の不安、緊急時の対応及び関係機関との連携を行う「生活援助員派遣事業」を実施し、在宅生活の支援を行っている。

今後は、認知症や老々介護、ダブルケアなど様々な介護者の形態が考えられるため、介護についての情報交換や相談の場、同じ悩みを持つ人の交流の場の見直しや、利用者または参加者が少ない事業について、事業内容等の周知に努めるとともに、引き続き高齢者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努め、高齢者の支援に向けた取り組みを図っていく。

### 第3節 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり 計画P139

本市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、9カ所に地域包括支援センターを設置し、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の拠点として高齢者やその家族への継続的な支援を行っている。

独居高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、社会的に孤立する高齢者が増加し、このような高齢者が地域で生活するためには、見守りや生活支援、権利擁護など多くの課題があり、相談内容は複雑化している。

認知症高齢者の対応に関する相談は、医療や介護、見守りや運転免許の返還、また家族、介護者への支援を含め広範囲に及んでいる。虐待に関しては家庭内や施設内で発生するため、問題が表面化しにくい傾向にあることや認知症のため本人の訴えが判りにくく、介入することが困難な場合も多い。

このような困難事例の相談に対しては、地域包括支援センターがご家族の中の協力者、民生委員、長寿社会課職員などの関係者による会議において、支援方針を検討し、役割を分担しながら支援を行い、必要なケースにおいては支援方法を検証し継続的な支援を行っている。

現在、市民に対し高齢者虐待に関する知識の普及を図り、関係機関とのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見や早期対応が行えることで、高齢者を虐待から守るとともに、虐待を行う養護者の精神面に対するケア等の支援を行っている。

また、施設職員に対しても研修を継続し、虐待防止に努めていくよう職場内での勉強会や相談ができる職場環境づくりなどの提案を行っている。

令和元年「認知症施策推進大綱」の「共生」と「予防」を重視した施策をもとに、認知症の普及啓発や通いの場を活用した認知症予防、家族同士で悩みを共有する「認知症の人と家族の会」の支援、また認知症地域支援推進員による早期に適正な医療につなぐ連携などの強化を図っている。

また、認知症初期集中支援チームが、認知症の症状の悪化や初期の支援を包括的・集中的にサポートすることで、安心した生活を送ることができるよう、今後についても、積極的な活用に努めていく。

権利擁護については、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増え、相談件数も増加しており、成年後見制度促進事業の市民後見人の養成や育成、また成年後見制度の体制充実及び利用促進を図り、高齢者などの尊厳を守ることに努めていく。今後とも、長寿社会課や地域包括支援センターなどの相談窓口を市民に案内し、早期に相談を受け対応することで、高齢者の尊厳と権利を守り、安心して生活できるよう環境づくりに努めていく。

近年、単身世帯や生活支援を必要とする高齢者が増加する中、ボランティアやNPO等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要となってきた。その充実に向け、ボランティア等の生活支援の担いで養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を27圏域に配置し、関係機関とのネットワーク、地域住民との定期的な情報共有や地域のニーズ、課題を把握する「協議体」を設置し、地域の支え合い活動を推進している。

また今後、認知症高齢者の増加が見込まれるが、認知症高齢者を地域で支えるために、地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、理解・支援ができるサポーターを増やすことは重要であり、認知症サポーター（地域における認知症の講師）を順調に増やし、令和4年度末で約2万3千人の認知症サポーターを養成している。

このサポーターの活躍の場として、地域では認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整理する、チームオレンジの構築を図っている。

独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤独死防止対策や見守り体制を構築するために、地域包括支援センターを中心に、民生委員や地域住民、関係機関などとネットワークを強化することや「緊急通報システム」など緊急時の即応体制を確保するための機器を活用するなど、高齢者が安心して生活できる環境整備を行い、さらに「緊急通報システム」については、見守り体制の充実に向けた取り組みを令和3年度より対象者や条件等を見直し、事業の周知を図っている。

今後、地域包括支援センターを中心としてネットワークの強化により高齢者問題の早期発見・早期対応に努めていく。併せて高齢者が安心して地域で生活できるよう近隣者による見守りなどを含めた支援が行えるような地域づくりを行う。

## 第5節 介護保険の適正な運営 計画P149

介護保険制度を適正に運営するためには、制度の根幹となる要介護認定を適正かつ円滑に実施する必要があることから、認定調査など要介護認定に係る業務の適正化を重要施策と位置づけ、認定調査員の安定確保等に向けた取組みを実施している。

認定の申請から結果通知までの日数は、令和3年度が30.3日、令和4年度が32.0日であったが、コロナウイルス関係の特例措置終了後の令和5年度は申請件数が増加したことから令和3、4年度よりも長くなる見込みである。法に定められた日数と大きくかけ離れることが無いよう、人員体制の確保・維持に努め、業務の安定化と円滑化を図っている。

一方で、要介護認定業務においては、対象者の要介護度を適正に判定することも重要であることから、認定調査や認定審査会における審査にばらつきが生じないように、国のマニュアル等に基づいた研修を定期的実施し、要介護認定の適正化にも努めている。

また、介護給付の適正化にも取り組んでおり、県が策定した介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検や縦覧点検、介護給付費の通知などを行っているところである。

介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスを確保しつつ、不適切な給付を削減し、持続可能な介護保険制度の構築に努めている。

さらに、介護サービス事業者指定・指導監督事業については、事業者に対し、関係法令や基準等に沿った指定・指導等を行っており、市内の介護サービス事業所の質の向上に努めている。

そのほかにも、介護保険サービスガイドや出前講座等を活用し、介護保険制度の広報活動を実施するとともに、新任ケアマネジャーの研修や介護相談員の活動支援を行うなど介護保険の適正な運営に寄与する事業に積極的に取り組んでいる。

## 第6節 生きがいづくりと社会参加の促進 計画P155

高齢者の心身の健康保持や相互の親睦を図ることを目的とした老人福祉センターと老人憩いの家は、入浴設備や教養・娯楽室を整えている。

利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休館等により、令和3年度及び令和4年度は減少したものの、令和5年度には回復を見込んでおり、令和4年度実績から、26%程度増となる約65,000人と見込んでいる。

老人クラブは、市内各地域において組織され、仲間づくりや健康づくり活動、趣味などの文化活動、地域での奉仕活動など様々な活動が行われている。

老人クラブのクラブ数・会員数は、全国的に減少傾向にあり、本市においても、老人クラブの活動に対する助成を行い、活動の活性化を図っているものの、クラブ数・会員数ともに年々減少が続いている。令和5年6月1日現在で、市内のクラブ数は184、本市の60歳以上の人口の中で会員数は約9,300人であり、加入率は約10%となっている。10年前の平成25年度と比べると、クラブ数で80、会員数で約6,100人減少しており、加入率で7%の減少となっている。

75歳以上の市民を対象とした敬老特別乗車証は、西肥バスとさせぼバスで無料乗車が可能となっており、利便性の向上のため、ICカード型の乗車証を発行している。

令和4年度は、交付者数約22,200人、交付率は計画より3%低い約55%であり、令和5年度は、交付者数約21,500人、交付率は計画より9%低い約50%を見込んでいるが、交付率向上のための勧奨はがきの送付を行うなど、対策に努めている。